

平塚市立中原中学校いじめ防止基本方針

平塚市立中原中学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

（１）本校のいじめに対する基本的な考え方

- ①本校では、学校の内外を問わず、生徒本人がいじめと感じたものは全て、いじめとしてとらえます。
- ②「いじめに係る行為が止んでいること」とは被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも 3 か月継続していることを目安とします。

（２）本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

- ①いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。
- ②本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを見逃すことが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響や、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを目指して、いじめの防止等のための対策を行います。
- ③家庭や地域、関係機関との連携を大切にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるように、開かれた学校づくりに努めます。

（３）いじめの禁止

- ・生徒は、いじめを行ってははいけません。

（４）学校及び職員の責務

- ①いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や地域住民、その他の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組みます。
- ②いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

（１）未然防止のための取組

- ①生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力を育成するために、すべての教育活動を通して、道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ②生徒が主体的に行う防止のための生徒活動を支援します。
- ③学級や部活動等の中で、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを推進します。

- ④交流活動や行事、ボランティア活動等を通して、保護者や地域住民、その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努めます。
- ⑤いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの実態や特質等について、年複数回校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ⑥生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、生徒とかかわる時間を多くするように努めます。
- ⑦すべての生徒の特性を踏まえ、いじめが生じないよう日常的に適切な支援を行い、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行うことを推進します。

(2) 早期発見のための取組

- ①いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査「教育相談アンケート」（５月・１２月実施）及びそれに基づいた「教育相談」を実施します。
- ②いじめの早期発見に向け、教職員が日頃から、生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認します。
- ③けんかやふざけ合いであっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを積極的に認知するように努めます。
 - (ア) 生徒及び保護者がいじめについての相談ができるように、相談体制の整備を行います。
 - (イ) いじめ防止等のための組織を通して、情報共有に努めます。
- ④いじめ防止等のための研修を年複数回実施し、職員の資質向上を図ります。

(3) 早期対応のための取組

- ①いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにやめさせます。
- ②いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。なお、いじめられた生徒（いじめを受けている疑いがある生徒）やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を徹底します。また、いじめに係る情報は適切に記録します。
- ③発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめの防止等の対策のための組織」に他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を提供・共有します。
- ④いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒やその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。事案によっては、いじめという言葉を使わずに指導することもあります。
- ⑤いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ⑥はやしたてたり、同調したりしている生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。

- ⑦犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。警察等への通報は、原則として校長が判断をして行います。

（４）インターネットを通じてのいじめへの対応

- ①発信された情報が急速に広がってしまうことや発信者を特定することが困難であること等、インターネットや特定のアプリケーションを通じて発信される情報の特性をふまえて対応します。
- ②インターネット等を通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。
- ③インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向け、いじめに関するアンケートに質問項目を設けます。
- ④インターネット等の利用に関する管理責任については家庭での指導を基本とし、学校は保護者と連携し、再発防止に向けた助言および情報モラル教育を行います。

（５）アンケートの保存期間

- ・いじめに関するアンケートは、当該生徒が卒業するまで保存します。アンケートで聞き取った内容をまとめた記録や調査報告書は、卒業後５年間保存します。

３ いじめの防止等の対策のための組織

（１）組織の設置と開催

- ①いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止等の対策のための組織（委員会）を設置します。
- ②委員会は年６回（４月・６月・７月・９月・１２月・３月）開催します。いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。なお、いじめと疑われる相談・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、他の業務に優先して、かつ即日、当該情報を速やかに本組織に報告します。

（２）委員会の構成

- ①管理職、生徒指導担当、学年主任、生徒支援部長、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー等とします。
- ②検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

（３）活動内容

- ①いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正を行います。
- ②いじめと疑われる相談、通報の対応、いじめの判断と情報収集、事案への対応の検討と決定、及び報告を行います。

4 重大事態への対処

(1) 報告と設置

- ①いじめにより生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合は、市教育委員会を通じて市長に報告します。
- ②市教育委員会と協議し、「緊急調査チーム」を設置し、迅速に調査に着手します。

(2) 調査チームの構成

- ①構成員は管理職、生徒指導担当、学年主任を中心とし、事案内容により市教育委員会と検討します。
- ②構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(3) 活動内容

- ①発生した重大事態のいじめ事案に関する調査を行います。調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明を行います。
- ②平塚市教育委員会への調査結果報告を行います。
- ③調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を行います。
- ④アンケートなどの一次資料は当該生徒が卒業するまで、調査報告書などの二次資料は卒業後5年保存し、特段の支障がなければ公表します。

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、早期発見に関する取組に関すること、再発を防止するための取組に関することを学校評価項目に加え、適正に自校の取組を評価します。

策定	平成26年（2014年）5月 1日
改訂	令和 8年（2026年）4月23日